

全項目評価書(住民基本台帳に関する事務)の修正事項

| 項目 | 評価書の項目 | 第1回部会の記載内容(26.11.11時点) | コメント | 修正後の記載内容(市民意見聴取) |
|----|--|---|---|---|
| 1 | 表紙 特記事項 P.1 | (特記事項) 「住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めており、かつ、従事する者には誓約書を提出させている。」 | 「特記事項」に記載している「誓約書の提出等」は、他事務でも行われていることであり、記載内容を見直すべき。(委員) | (特記事項)削除 |
| 2 | I 2 システム3 ③ 他のシステムとの 接続 P.5 | (他のシステムとの接続) その他(介護システム、国民健康保険システム、福祉システム、中間サーバー) | 業務共通システムについて、税評価書と内容を統一すること。(市政情報室) | (他のシステムとの接続) その他(介護システム、国民健康保険システム、福祉システム、中間サーバー、滞納管理システム) |
| 3 | I (別添1) P.11 ・ II 2 ③(住民基本台帳ファイル) P.12 ・ II 6 ①(〃) P.20 ・ II 2 ③(本人確認情報ファイル) P.21 ・ II (別添4) P.37 ・ III 3 リスク2(住民基本台帳ファイル) P.40 ・ III 6 リスク5, 6, 7(住民基本台帳ファイル) P.43 ・ III 2 リスク4(本人確認情報ファイル) P.49 ・ III 2 リスク4(送付先情報ファイル) P.58 | 評価書の文中の「(※)」表示。 | ・評価書中、「記載内容変更後はパブコメが必要な事項」を表す『※』と紛らわしいため、他の「しるし」に変更すべき。(委員) | 「(※)」を「(注)」に変更した。 |
| 4 | III 3 リスク2(住民基本台帳ファイル) 特定個人情報の 使用の記録 (具体的な方法) | (・ 2つ目) ・システム利用管理者が上記で取得した利用履歴及び操作履歴から、定期的に帳票を出力し分析している。 | ログの記録を残しているだけでなく、記録の確認体制・方法についても記載すべき。(委員) | (・ 2つ目) ・システム利用管理者が上記履歴を取得し、一定時間ログインを継続していた者について定期的に所属内利用管理者に通知し、不正な利用の牽制を行っている。 |

| 項目 | 評価書の項目 | 第1回部会の記載内容(26.11.11時点) | コメント | 修正後の記載内容(市民意見聴取) |
|----|---|---|--|--|
| 5 | Ⅲ 3 リスク3(住民基本台帳ファイル) リスクに対する措置の内容 P.40 | (・ 1つ目) ・システムの利用履歴及び操作履歴を記録・取得し、定期的に帳票を出力し分析している。 | 同上 | (・ 1つ目) ・システム利用管理者が利用履歴及び操作履歴を取得し、一定時間ログインを継続していた者について定期的に所属内利用管理者に通知し、事務外利用した場合でも特定可能であることを周知することにより、事務外の利用を防止している。 |
| 6 | Ⅲ 4 (住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル) 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法) | ・許可のない再委託は禁止しており、再委託をする際は、申請書に再委託をする理由や担当者名簿を付記して委託先から提出させている。 ・委託元では、再委託理由が適当であるか、また、実績があるかを確認したうえで許可の判断を行う。 ・再委託を許可した場合は、委託先との契約書の写しを再委託先へ提供し、委託先と同様のセキュリティ対策を義務付けている。 | 再委託先におけるセキュリティ体制を、市としてどのように確認しているのか。(委員) | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえで、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。 |
| 7 | Ⅲ 5 リスク1(住民基本台帳ファイル) ルール内容及びルール遵守の確認方法 P.42 | 追加 | 監査法人からの指摘が残っている部分について確認すること。(委員) | (・ 2つ目) ・特定個人情報の提供にあたっては、番号法第19条各号で定められた提供先・事項についてのみ行う。 |
| 8 | Ⅲ 5 リスク1(住民基本台帳ファイル) ルール内容及びルール遵守の確認方法 P.42 | (・ 1つ目、2つ目)修正 ・千葉市電子情報処理規程に基づき、特定個人情報を利用しようとするときは、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し、適正と認めた場合に限り許可している。 ・協議の結果利用が許可された場合に限り、情報システム課において電子記録媒体へのデータ抽出又はシステム間連携におけるアクセス制限の解除を行う。 | | (・ 1つ目)修正 ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。なお、協議の結果利用が許可された場合に限り、情報システム課において電子記録媒体へのデータ抽出又はシステム間連携におけるアクセス制限の解除を行う。 |
| 9 | Ⅲ 5 リスク2(住民基本台帳ファイル) リスクに対する措置の内容 P.42 | (・ 1つ目、2つ目)修正 ・千葉市電子情報処理規程に基づき、特定個人情報を利用しようとするときは、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し、適正と認めた場合に限り許可している。 ・協議の結果利用が許可された場合に限り、協議した移転方法により情報システム課で電子記録媒体へのデータ抽出又はシステム間連携におけるアクセス制限の解除を行う。 | | (・ 1つ目)修正 ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。なお、協議の結果利用が許可された場合に限り、情報システム課において電子記録媒体へのデータ抽出又はシステム間連携におけるアクセス制限の解除を行う。 |
| 10 | Ⅲ 5 リスク2(住民基本台帳ファイル) リスクに対する措置の内容 P.42 | 追加 | | (・ 2つ目、3つ目) ・特定個人情報の提供にあたっては、提供先と予め定めた方法でのみ行う。 ・提供・移転された情報を記録し、定期的に当該情報及び操作履歴を確認することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 |
| 11 | Ⅲ 5 リスク3(住民基本台帳ファイル) リスクに対する措置の内容 P.42 | (・ 1つ目、2つ目)修正 ・千葉市電子情報処理規程に基づき、特定個人情報を利用しようとするときは、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し、適正と認めた場合に限り許可している。 ・業務共通システムを利用して移転を行う場合は、協議により承認された情報のみ移転する仕組みを構築している。 | | (・ 1つ目) ・特定個人情報の移転にあたっては、千葉市電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認めた場合に限り許可している。なお、協議の結果利用が許可された場合に限り、情報システム課において電子記録媒体へのデータ抽出又はシステム間連携におけるアクセス制限の解除を行う。 |
| 12 | Ⅲ 5 リスク3(住民基本台帳ファイル) リスクに対する措置の内容 P.42 | 追加 | | (・ 2つ目) ・特定個人情報の提供にあたっては、予め定めた仕様に基づくデータ連携に限定する。 |

全項目評価書(個人市民税に関する事務)の修正事項

| 項目 | 評価書の項目 | 第1回部会の記載内容(26.11.11時点) | コメント | 修正後の記載内容(市民意見聴取) |
|----|--------------------------------|--|---|--|
| 1 | 表紙 | (タイトル) 「個人市民税に関する事務 全項目評価書」 | 住民基本台帳の評価書と書き方を統一すること。(市政情報室) | (タイトル) 「千葉市 個人市民税に関する事務 全項目評価書」 |
| 2 | I 2 システム1 ② | 【課税資料受付事務向け機能】①関連 【課税原票管理システム連携機能】②関連 【賦課決定・更正事務向け機能】③関連 【オンライン機能】⑥関連 | 「固定資産税・都市計画税評価書」と表記を統一するため、「関連」を削除する。(市政情報室) | 【課税資料受付事務向け機能】① 【課税原票管理システム連携機能】② 【賦課決定・更正事務向け機能】③ 【オンライン機能】⑥ |
| 3 | I 2 システム9 ② | 【データ連携機能】 ・団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 ・庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報等を連携する。 ・中間サーバーからの要求に基づき、税務情報等を連携する。 | 「業務共通システム」について、「住民基本台帳評価書」と書き方を統一すること。(市政情報室) | 【団体内統合宛名番号付番機能】 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 【データ連携機能】 ・庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報等を連携する。 ・中間サーバーとの情報連携を行う。 |
| 4 | I 2 システム11 ② | 1. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 | 「住民基本台帳ネットワークシステム」について、「住民基本台帳評価書」と書き方を統一すること。(市政情報室) | 【機構への情報照会】 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 |
| 5 | I 5 ・ I 6 ・ II 6 ① | 評価書の文中の「(※)」表示。 | ・評価書中、『記載内容変更後はパブコメが必要な事項』を表す『※』と紛らわしいため、他の「しるし」に変更すべき。(委員) | 「(※)」を「(注)」に変更した。 |
| 6 | II 5 (新)移転先1 | — | 新たに国から情報を受けたこと等により追加調査し、税情報の移転が判明したため加えたもの。 | (新)移転先1 こども未来局こども未来部児童相談所 ① 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第7項) ② 移転先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③以下 略 |
| 7 | II 5 (旧)移転先1～9 | (旧)移転先1～9 | (新)移転先1 を追加したことによる項ずれ。 | (新)移転先2～10 |
| 8 | II 5 (新)移転先11 | — | 新たに国から情報を受けたこと等により追加調査し、税情報の移転が判明したため加えたもの。 | (新)移転先11 保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、各区役所保健福祉センター高齢障害支援課 ① 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第46項) ② 移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③以下 略 |

| 項目 | 評価書の項目 | 第1回部会の記載内容(26.11.11時点) | コメント | 修正後の記載内容(市民意見聴取) |
|----|--|---|---|---|
| 9 | II 5 (旧)移転先10～14 | (旧)移転先10～14 | (新)移転先1・11を追加したことによる項ずれ。 | (新)移転先12～16 |
| 10 | II 5 (新)移転先17 | — | 新たに国から情報を受けたこと等により追加調査し、税情報の移転が判明したため加えたもの。 | (新)移転先17 子ども未来局子ども未来部保育支援課 ① 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第94項) ② 移転先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③以下 略 |
| 11 | II (別添2) | 「特定個人情報ファイル記録項目」に記載されている各項目に「-CH」や「-NM」等の記号が記載されている。また、各項目の配列が本番環境のままである。 | 「特定個人情報ファイル記録項目」の各項目については、現在の記載のまま公開してしまうと、逆に情報セキュリティ上のリスクが高まるので、「-CH」や「-NM」等の記載を削除し、各項目の配列をランダムにすべき。(委員) | 「特定個人情報ファイル記録項目」の各項目について、「-CH」や「-NM」等の記載を削除し、各項目の配列をランダムにした。また、記号を配したため、表示上重複することとなった項目については統合して表示した。 |
| 12 | III 3 リスク2 特定個人情報の 使用の記録 (具体的な方法) | 【税務システムにおける措置】 ・税務システムの利用者や端末のアクセス証跡等の捜査記録を取得できる。 | ログの記録を残しているだけでなく、記録の確認体制・方法についても記載すべき。(委員) | 【税務システムにおける措置】 ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、不正な利用の牽制を行っている。 |
| 13 | III 3 リスク3 リスクに対する措 置の内容 | (・ 5つ目) ・アクセスログ管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 | 同 上 | (・ 5つ目) ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 |
| 14 | III 3 リスク4 リスクに対する措 置の内容 | (・ 2つ目) ・税務システムのEUC機能については、個人番号を抽出できない設定とする。なお、個人番号を除く税情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体等に複製する際は、操作ログが残る仕組みを施し、不正な複製を牽制している。 | 同 上 | (・ 2つ目) ・税務システムのEUC機能については、個人番号を抽出できない設定とする。なお、個人番号を除く税情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体等に複製する際は、操作ログが残る仕組みを施したうえ、システム利用管理者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。 |
| 15 | III 4 特定個人情報 ファイルの取扱 いの記録 (具体的な方法) | (・ 3つ目) ・端末取扱いの記録については、システム及びアプリケーションアクセスログを取得している。 | ログの記録を残しているだけでなく、記録の確認体制・方法についても記載すべき。(委員) | (・ 3つ目) ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させることにより、不正な利用の牽制を行っている。 |
| 16 | III 4 再委託先による 特定個人情報 ファイルの適切 な取扱いの確保 (具体的な方法) | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。 | 再委託先におけるセキュリティ体制を、市としてどのように確認しているのか。(委員) | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。 |
| 17 | III 6 情報ネットワー クシステムとの接 続に伴うその 他のリスク及びそ のリスクに対す る措置 | 【千葉市における措置】 (・ 2つ目) ・業務共通システム・税務システムで記録している操作ログを取得し、捜査内容が把握可能であることを職員に周知することにより、目的外の入手を牽制している。 | 同 上 及び (記載上の調整) | 【千葉市における措置】 (・ 2つ目) ・システム利用管理者が定期的に業務共通システム・税務システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。 |

全項目評価書(固定資産税・都市計画に関する事務)の修正事項

| 項目 | 評価書の項目 | 第1回部会の記載内容(26.11.11時点) | コメント | 修正後の記載内容(市民意見聴取) |
|----|---|--|---|--|
| 1 | 表紙 | (タイトル) 「固定資産税・都市計画税に関する事務 全項目評価書」 | 住民基本台帳の評価書と書き方を統一すること。(市政情報室) | (タイトル) 「千葉市 固定資産税・都市計画税に関する事務 全項目評価書」 |
| 2 | I 2 システム7 ② | 【データ連携機能】 ・団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 ・庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報等を連携する。 ・中間サーバーからの要求に基づき、税務情報等を連携する。 | 「業務共通システム」について、「住民基本台帳評価書」と書き方を統一すること。(市政情報室) | 【団体内統合宛名番号付番機能】 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 【データ連携機能】 ・庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報等を連携する。 ・中間サーバーとの情報連携を行う。 |
| 3 | I 2 システム9 ② | 1. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 | 「住民基本台帳ネットワークシステム」について、「住民基本台帳評価書」と書き方を統一すること。(市政情報室) | 【機構への情報照会】 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 |
| 4 | I 5 ・ II 6 ① | 評価書の文中の「(※)」表示。 | ・評価書中、『記載内容変更後はバブコメが必要な事項』を表す『※』と紛らわしいため、他の「しるし」に変更すべき。(委員) | 「(※)」を「(注)」に変更した。 |
| 5 | II (別添2) | 「特定個人情報ファイル記録項目」に記載されている各項目に「-CH」や「-NM」等の記号が記載されている。また、各項目の配列が本番環境のままである。 | 「特定個人情報ファイル記録項目」の各項目については、現在の記載のまま公開してしまうと、逆に情報セキュリティ上のリスクが高まるので、「-CH」や「-NM」等の記載を削除し、各項目の配列をランダムにすべき。(委員) | 「特定個人情報ファイル記録項目」の各項目について、「-CH」や「-NM」等の記載を削除し、各項目の配列をランダムにした。また、記号を配したため、表示上重複することとなった項目については統合して表示した。 |
| 6 | III 3 リスク2 特定個人情報の 使用の記録 (具体的な方法) | 【税務システムにおける措置】 ・税務システムの利用者や端末のアクセス証跡等の捜査記録を取得できる。 | ログの記録を残しているだけでなく、記録の確認体制・方法についても記載すべき。(委員) | 【税務システムにおける措置】 ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、不正な利用の牽制を行っている。 |
| 7 | III 3 リスク3 リスクに対する措 置の内容 | (・ 5つ目) ・アクセスログ管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 | 同 上 | (・ 5つ目) ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 |

| 項目 | 評価書の項目 | 第1回部会の記載内容(26.11.11時点) | コメント | 修正後の記載内容(市民意見聴取) |
|----|--|---|--|---|
| 8 | Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容 | (・ 2つ目) ・税務システムのEUC機能については、個人番号を抽出できない設定とする。なお、個人番号を除く税情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体等に複製する際は、操作ログが残る仕組みを施し、不正な複製を牽制している。 | 同上 | (・ 2つ目) ・税務システムのEUC機能については、個人番号を抽出できない設定とする。なお、個人番号を除く税情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体等に複製する際は、操作ログが残る仕組みを施したうえ、システム利用管理者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。 |
| 9 | Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (具体的な方法) | (・ 3つ目) ・端末取扱いの記録については、システム及びアプリケーションアクセスログを取得している。 | ログの記録を残しているだけでなく、記録の確認体制・方法についても記載すべき。(委員) | (・ 3つ目) ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させることにより、不正な利用の牽制を行っている。 |
| 10 | Ⅲ 4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 (具体的な方法) | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。 | 再委託先におけるセキュリティ体制を、市としてどのように確認しているのか。(委員) | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。 |